

合併市町村補助金の概要

合併後の新しいまちづくりに関する需要の増加に対応するための財政支援として、合併に伴い必要な事業として市町村建設計画に位置付けられたものについて、国から合併関係市町村の人口規模に応じた補助金が受けられる制度。

交付対象市町村

平成17年3月31日までに廃置分合の申請をし、平成18年3月31日までに合併した合併市町村

交付期間

市町村の建設計画の期間(概ね10年間)

交付対象事業

- 1 合併市町村において統一的に業務を遂行する上で必要となり、かつ、合併市町村の行政運営の合理化又は効率化に資する事業
例: 各種台帳・例規集等の整備、各種計画の策定、都市計画の基本図等の作成 等
- 2 住民への行政サービスの水準の確保、強化に資する事業
サービス水準等の格差是正が合併にあたって必要なものであり、かつ、一体化の醸成に必要と位置付けられるものであれば可。合併に伴わない通常の実業であれば不可。
- 3 公共施設相互間の連携の強化に関する事業
例: ネットワークの整備、ネットワーク回線増設に伴うLAN間接続機器の改良、図書館貸出システムの整備 等
- 4 合併市町村の区域内における人的・物的交流の促進を図るために必要な事業
例: 町村運行バスの購入、主要道路へのアクセス道路の整備 等
- 5 合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために必要な事業
例: 合併記念式典 等
従来から行われるもので、合併の前後で対象者等に変化がなく、継続的に行われているものは不可。

<注> 国が別途定める国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業については除く。

補助金の額

次表の左欄に掲げる合併関係市町村の人口の区分に応じ、右欄に掲げる合併関係市町村ごとの金額を合算した額を上限額とする。

合併関係市町村人口	金額
～ 5,000 (人)	6千万円
5,001 ～ 10,000 (人)	9千万円
10,001 ～ 50,000 (人)	1億5千万円
50,001 ～ 100,000 (人)	2億1千万円
100,001 ～ (人)	3億円

(例) 人口7万人のA市と人口1万5千人のB町が合併した場合、補助金の額は3億6千万円